

銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令案の概要

1. 特別株式買取りを行う場合の要件として、新たに次の要件を規定する。
 - (1) 一の会員からの特別株式買取りの申込みに係る株式数（銘柄ごとの株式数とする。以下同じ。）について、当該一の会員が会社分割における分割会社であって、かつ、承継会社である場合の株式数要件の計算を可能とするための規定を定める。
 - (2) 一の会員が合併等を繰り返し行った場合の株式数要件の計算を可能とするための規定を定める。
 - (3) 一の会員が保有する株式について、株式の併合等が行われた場合の株式数要件の計算を可能とするための規定を定める。
2. 機構による銀行等以外の会社（以下、発行会社という。）からの株式の買取りの価額は、「特別株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の二分の一の範囲内」でなければならないとされていることから、会員による機構に対する「購入の請求」に当たっては、当該購入の請求に係る当該発行会社名等を機構に対して明らかにすることとする。
3. 発行会社は、平成 13 年 3 月 31 日において、銀行等が発行する株式を保有していた会社と当該銀行等とが相互にその発行する株式を保有していた関係となる場合の当該会社とすることとするほか、発行会社が合併等を行った場合には、株式の持合いの一方の当事者である会員の合併等の取扱いと同様に、合併等により設立された会社等も発行会社を含むものとする。
4. 発行会社からの株式の買取りを行う場合の要件について、特別株式買取りにおける場合と同様、以下の要件を定める。
 - (1) 発行会社からの株式買取りの申込みに係る当該株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

に規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める要件を満たしていること。
 - (2) 発行会社から買取りの申込みがあった株式数が、当該発行会社が平成 13 年 3 月 31 日に保有していた株式数（当該発行会社が機構による株式の買取りにより売却した株式数を除く。）を超えないこと。そのほか、発行会社に係る合併、分割又は営業等の譲受け若しくは譲渡があった場合ごとに、株式数に係る要件を規定するとともに、当該発行会社が合併等を繰り返し行った場合の株式数に係る要件等について、特別株式買取りに係る規定を準用することとする。

5. 特別株式買取りにおける買取りに係る報告と同様に、発行会社からの株式の買取りに係る機構からの報告について、報告書の記載事項等を規定する。
6. その他発行会社からの株式の買取りに関する所要の規定を整備する。
7. この命令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 176 号）の施行の日から施行する。